



Q1 受給者は父と母のどちらにすれば良いですか？

A1 児童手当の受給者は、父母のうち、令和5年1月～12月の所得が多い方となります。

Q3 子どもが3人いて、1番上の大学生の子が一人暮らしをしています。「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出しますが、生活費の負担について「〇万円以上」などの制限はありますか？

A3 生活費の負担額などに決まりはありません。
審査において疑義が生じた際には、別途書類の提出を求める場合があります。

Q5 子どもが3人いて、1番上の20歳の子は結婚し別居していますが、生計費の一部を負担しています。「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出したほうがいいですか？

A5 20歳のお子様について、結婚や別居をしていますが、受給者がその子を監護（面倒をみること）しており、かつ、生計費を一部でも負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出いただくことで、3人目のお子さんが「第3子」となり、増額になる可能性があります。

Q2 現在、中学生の子の児童手当を受給しています。制度改正により、同居の高校生も受給対象となりますが、書類は何も提出しなくて大丈夫ですか？

A2 令和6年12月13日の児童手当の振込額を御確認いただき、高校生の児童分が支給されていない場合は、申請が必要な可能性があります。
※ 高校生の児童分が含まれているか不明な場合は、子ども政策課へお問い合わせください。

Q4 別居している高校生の子どもは、児童手当の対象となりますか？

A4 対象となります。「別居監護申立書」の提出が必要となりますので、市HPから様式をダウンロードし郵送、又は子ども政策課・各地区市民センター窓口でお手続きください。

Q6 制度改正後、私が受給する手当額はいくらになりますか？

A6 書類受付後、約1～2か月後に、審査結果通知を送付します。通知が届きましたら内容を御確認ください。
また、市ホームページに手当額の単価などを掲載していますので、ご覧ください。

市ホームページ
QRコード ⇒

